

社会福祉法人いちょうの里

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人いちょうの里（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規程に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等の報酬)

第2条 法人の役員等の報酬は、支給しないものとする。

2 評議員が、評議員会の委託を受け評議員会出席以外の特別な業務を行う場合は、定款第8条に基づいて報酬を支給することができる。

3 理事長は、評議員会での承認のもとに月額150,000円を超えない範囲で報酬を支給することができる。ただし、施設職員が理事長を兼務する場合は、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 役員等が、評議員会あるいは理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、別表1から3の費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合はこれを支給しない。また、第2条第2項あるいは第2条第3項により報酬を支給する場合、日当は支給しない。

第4条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則

社会福祉法人いちょうの里役員及び評議員の報酬・旅費に関する規程は、平成29年3月31日をもって廃止し、本規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 交通費

理事会、評議員会出席等の法人業務のための交通費および役員等が法人業務のために出張する場合は実費を原則として交通費を支給する。

区 分		支給範囲等	支給額
鉄 道 運 賃	運賃	鉄道を利用したとき	実 費
	グリーン料金	グリーン車を利用したとき(申請により承認)	実 費
	特急料金	乗車距離 50km 以上で乗車したとき	実 費
	急行料金	乗車距離 50km 以上で乗車したとき	実 費
	寝台料金	理事長が必要と認めたとき	実 費
	指定席料金	新幹線区間および片道 100km 以上で指定席を利用したとき	実 費
船 舶 運 賃	運賃	船舶に乗車したとき	実 費
	グリーン料金	グリーン船舶を利用したとき(申請により承認)	実 費
	寝台料金	寝台船室を利用したとき	実 費
	指定席料金	指定席を利用したとき	実 費
航 空 運 賃	航空機	必要に応じて航空機に搭乗したとき	実 費
そ の 他	高速バス	高速バスを利用したとき	実 費
	タクシー	タクシーを利用したとき(申請により承認)	実 費
	有料道路通行料	有料道路を利用したとき	実 費
	自家用車 (燃料費)	勝浦市内は一律とする	500 円
		夷隅郡市内及び鴨川市内は一律とする	700 円
		上 累積距離： $\frac{\text{km} \times 130 \text{ 円}}{10 \text{ km}}$ 記 10km/ℓ 以 外	実 費

(交通費の計算)

交通費は、勤務地の最寄り駅を計算の起点又は終点とし、最も合理的な経路及び方法により計算する。ただし、業務上の都合その他やむを得ない事由のある場合は、実際の経路及び方法により計算する。

勤務地の最寄り駅と住居の最寄り駅を比較し、住居の最寄り駅のほうが出張先に近い場合、前項の勤務地の最寄り駅は、住居の最寄り駅と読み替えて適用する。

自家用車を利用する場合は、走行距離に応じた燃料代を支払う。ただし、燃料代の単価(キロメートル当たり)は、適時に理事会で決める。有料道路を利用する場合は、実費を支払う。

別表2 宿泊費

片道100キロメートル以上又は片道2時間以上を要する出張により宿泊した場合には、宿泊費として実費分を支払う。ただし、1泊当たり上限10,000円を原則とする。

別表3 日当

法人業務を実施した場合、日当 10,000 円を支給する。